

## 長期間の契約は慎重に

近年は男女問わず脱毛エステを気軽に受ける人が増えている中、脱毛エステコースの契約についてさまざまなトラブルの相談が寄せられています。思いがけない高額な契約、中途解約時の精算、事業者の倒産などに注意が必要です。

▼「月額〇〇円～」という低価格の広告を見て出向いた店舗で、高額なコースの契約をしてしまった。強引な勧誘を断れなかった。(20代・女性)

▼5年間通い放題の脱毛コース30万円の契約をした。予約が取れないことが多かったので1年後に中途解約を申し出たところ、ローンの残債は全て支払わなくてはならないと言われた。(20代・男性)

▼娘と一緒に脱毛エステコースに通っていた。ある日店舗に行くと、会社が倒産したとの張り紙が貼ってあった。サービスを受けられないのにクレジットの分割払いが続いている。(50代・女性)

期間が1カ月、金額が5万円を超えるエステの契約はクーリングオフすることができます。クーリングオフ期間が過ぎてしまった場合でも解約料を支払うことで中途解約ができます。契約時には、通い放題の期間とは別に契約上の期間・回数と単価、中途解約できる期間について確認することをお勧めします。長期間にわたる契約は慎重にし、心配なときは都度払いできるコースやエステ店を選ぶことも検討すると良いでしょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。